

1. 過去の補助金見直し

(1) 平成10年度

庁内検討委員会を設置し、補助金見直し基準（廃止・縮小・統合、補助率の再設定等）の策定及び補助金の見直しを行った。

結果 廃止17件、縮小13件 6,421千円の削減

<参考> 予算額 804,641千円

(2) 平成11年度

庁内検討委員会を設置し、補助金の対象経費・対象外経費に関する考え方の作成及び補助金の見直しを行った。

結果 廃止10件、縮小13件 3,652千円の削減

<参考> 予算額 797,568千円

2. 補助金額の推移

平成17年度～平成21年度までの補助金額推移

年 度	予算額(千円)	増減	件 数
17	894,890	-	140
18	681,363	213,527	150
19	715,024	33,661	145
20	696,056	18,968	135
21	706,332	10,276	134

3. 個別の団体等に支出している補助金について

(1) 個別の団体等に支出している補助件数 101件

(2) 団体数 226件

(補助要綱及び補助金名で個別の団体が特定できるものの数)

(3) 補助金額 654,938千円

4．補助金交付基準（事務局案）

(1) 基本事項

- ・補助金の交付が客観的に公益上必要であると認められること。
- ・市民の福祉向上と多くの市民がその利益を享受することができること。
- ・市と市民の役割分担の中で、市が支援すべき事業であり、かつ、市の施策との整合性が認められること。
- ・補助の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の団体等に利益を与えるものでないこと。
- ・交付団体等の会計処理が適切であり、補助金の使途が明確であること。
- ・具体的な費用対効果を有し、最少の経費で最大の効果をもたらすものであること。
- ・原則、定額補助を廃止し、定率補助のみとすること。
- ・単年度補助以外については、補助事業の実態に合わせた補助率を設定すること。
- ・国・県の制度の廃止、改正等があった場合、その時点で補助金の廃止を含めた見直しを行うこと。
- ・事業内容の成果を測定する客観的な指標を設定すること。
- ・決算における繰越額が、補助額を上回らないこと。
- ・自主・自立が認められる団体及び目的が達成された事業への補助は、補助期間内であっても打ち切ること。